



特定非営利活動法人

# みどり兵庫通信

〒662-0074

西宮市石劔町 19 番 13 号

総合相談支援センター 3 階

TEL : 0798-78-2537 FAX : 0798-78-2538

Email: npo-midori@siren.ocn.ne.jp

HP: <https://midorihyogo.jimdo.com>

第 16 号 平成 30 年 9 月 10 日発行

## 愛おしい命

特定非営利活動法人みどり兵庫理事

小山京子

生きている愛おしさを身が震えるほどに刻み込んでくれるのが重症心身障害児者ではないでしょうか。何も出来なくてもいい、生きてさえいてくれればなどと上から目線でしたが、実は我が子によって大切なことを教えられ、励まされ、それらすべてが自分の糧になっていたことに気付かされました。

清らかな命に向き合っている私達にとってここ数年に亘る制度改革に戸惑いと大きな不安を感じてきました。そして、今、親の高齢化が進む中での将来を考えると、後見人問題は大きな課題となっています。

平成 18 年障害者自立支援法の施行により措置から契約になり後見人として選任されましたが、当時は後見人としての知識もなく何も理解できていない状況でした。高齢と共に、後見人としての立場に色々な不安を感じている方が増えているのが現状です。

一人ひとりそれぞれ事情は違いますが、真剣に今後のことを考え、西宮すなご医療福祉センターでの成年後見制度の活用ができることを期待しております。

私達も親としての責任と義務を果たし、社会の皆さまに重症児者への理解をして頂けるよう親として永続的な運動を継続していかねければと強く思っています。そして、今、みどり兵庫をもっと身近に感じたいと思っています。

こやま きょうこ

社会福祉法人尼崎武庫川園理事長

社会福祉法人全国重症心身障害児・者を守る会理事

全国重症心身障害児・者を守る会副会長

全国重症心身障害児・者を守る会近畿ブロック長

兵庫県重症心身障害児・者を守る会会長

西宮すなご医療福祉センター保護者会会長



みどり兵庫理念

自分らしい生活を自然に送る

1. みどり兵庫は、これまでの人生これからの人生を尊びます。
2. みどり兵庫は、幸福な社会創いを目指します。
3. みどり兵庫は、安心して穏やかな生活を送れるよう支援します。
4. みどり兵庫は、温かくチームで包括的に支えます。

## ケアマネジャーの立場より

にしのみや苑居宅介護支援事業所 ケアマネジャー 石戸 とも子



担当ご利用者様40名のうちお1人、80代独居男性の方に、H30年1月よりみどり兵庫の男性保佐人がついておられます。

ケアマネジャーは、在宅で暮らす要介護、要支援の方のお宅を訪問し、介護サービスの調整やモニタリングを行います。その際、水・光熱費や家賃、税金等の督促状を目にすることがあります。また、デイサービス、ヘルパー、ショートステイといった介護サービス費や保険料が支払われておらず、必要なサービスが受けられない、といった事があります。

加齢や疾病により心身機能が衰え、これまで出来ていたことが出来なくなったり、配偶者に先立たれ、金銭管理が行われなくなり、日常生活の維持が出来なくなっているのです。また巧妙な詐欺の手口により消費者被害に遭う事もあり、ケアマネジャーとしては、ご利用者様がそのような不利益を被ることは非常に胸が痛み、何としても避けたいと頭を悩ませますが、金銭管理については一介のケアマネジャーが触れられる所ではありません。

そういった場合、後見人や保佐人がついていると、必要な支払はきちんと処理され、不利益な契約を結ぶ心配もなく、またどの程度介護サービス費として使えるかが明解になり、ケアマネジャーもプランを提案しやすくなります。先日は、ご利用者様のサービス担当者会議を行いました所、みどり兵庫からは保佐人と運営委員長のお2人が出席して下さいました。他に、デイケア、ヘルパー事業所、地域包括支援センターと私含め計6人で、ご利用者様の各サービス状況、生活状況を共有し、それぞれの立場で今できる事、今後について話し合い、役割を再確認できました。

ケアマネジャーは、自身が直接、ご利用者様を介護したりするのではなく、多くの人達の力を借りる仕事です。その方の生活の支障となっている部分に対し、「助けてくれる、頼める人」をどれだけ持っているかが重要です。この度、みどり兵庫と連携させていただく事で、幅広い知見と豊かな経験をお持ちの方に、気軽に相談に乗っていただける事は、ご利用者様だけでなく、私自身も多いに支援されていると感じています。今後とも、ご利用者様共々、どうぞよろしくお願い致します。

### みどり兵庫主催 個別相談会を開催しました!!

実施日：平成30年7月26日(木) 14時～15時30分

場所：西宮すなご医療福祉センター 6階会議室



今回、初めてみどり兵庫主催で個別相談会を開催いたしました。

2組が相談に来られ、1組は成年後見人とは、どんな制度で、活用したい場合はどう手続きすればよいのかとの相談でした。もう1組は、活用していきたいので、具体的な申立て方法などの相談でした。

1組に約1時間、ゆっくり時間をかけて相談に応じることができました。

研修会を開催し、参加者に成年後見人の制度等についてお話することも大切ですが、個別に相談者と時間をかけ、相談に応じることの大切さを実感することができました。

相談者は、大勢の場所では、聞きづらいこと、具体的なことなどを1対1で話すことにより、より理解を深めていただき、具体的な解決へと繋げていくことができます。

みどり兵庫のことを理解していただき、相談者がいつでも相談できる機関があると安心していただける上でも、今後も定期的に関催していきたいと思っております。(川内)



## 成年後見

# Q & A



みどり兵庫へ寄せられた質問に  
お答えします！



### 追加後見人とは？

**Q** 現在、子どもは48歳、障害者施設に入所しており、親が成年後見人になっていますが、親も高齢になって、いつまで後見人ができるか不安になってきています。親が元気なうちに「追加後見人」を付けたらどうですかと周りからアドバイスを受けますが、追加後見人とは、どんな後見人のことですか？複数でも後見人可以ですか？

**A** 追加後見とは、現在、後見人となっている親御さんが元気なうちに追加として新しく後見人を立てて、追加した後見人と一緒に後見を行っていくことを言います。

親族でも追加後見人になれますが、第三者の追加後見人を希望する場合は司法書士などの専門職かみどり兵庫のような法人が後見を担うことができます。

家庭裁判所に申し立てることで、追加後見が決まりますが、複数の後見人で対応することになります。

役割分担としては、財産管理等を第三者の追加後見人が行い、日常的なことを親族の後見人が行うのが一般的です。

追加後見の良いところは、親御さんが後見人を継続していくことが難しくなった時、すぐに追加後見人がすべての後見業務を引き受けることができることです。

みどり兵庫も追加後見人を受任し、財産管理や身上監護等を担い、親御さんの後見人と一緒に施設への面会や個別懇談会に出席するなど連携しながら対応しています。



### 成年後見支援信託って？

**Q** 成年後見支援信託という言葉を知りたいのですが、どのような制度なのでしょう？

**A** 本来、後見人は、被後見人の財産を守る責任がありますが、様々な理由で被後見人の財産が多額である場合に、親族等が自分のために使用するなどの事態が少なからず起きている状況にあります。このようなことがないよう防止するために、平成24年に成年後見支援信託という制度ができました。

成年後見支援信託は、本人が日常生活で使用する分を除いた金銭を、信託銀行等に預けることで、後見人による不正な使用等を防ぐ制度です。これにより、信託財産を払い戻したり信託契約を解約したりするには家庭裁判所の指示書が必要になり、後見人が勝手に払い戻しや解約ができなくなります。

家庭裁判所が、司法書士等の専門職を後見人（専門職後見人）に選任し、その専門職後見人が信託銀行との契約や手続きを行います。契約が済み、信託銀行に金銭が預けられた時点で、その専門職後見人は辞任し、管理していた財産は元の後見人が引き継ぎます。

成年後見支援信託の制度を利用できる財産は現金に限られ、不動産は対象外となります。みどり兵庫が担当している被後見人の方にも対象者がおられ、信託銀行に一定の額を預け、被後見人の財産の保全がより一層確実にできた時点で、専門職後見人は辞任され、後はみどり兵庫が管理しています。



## 事務局員自己紹介

事務局 田中 利幸



西宮すなごに子供がお世話になっている縁がありまして、事務の手伝いということで参加しまして5か月が経ちました。

後見を受任している方の日常生活についての細やかな報告に接し、またこの間に参加できた打ち合わせなどでの話し合いから、みどり兵庫の皆さんが、身上監護はもちろん財産管理にも、きめ細かく親身になって取り組んでいただいていることを実感しているところです。

保護者の立場からみましても、安心して子供を任せられるみどり兵庫であり続け、より進んだ段階に移っていくことと思います。

在職しておりました民間企業とは仕事の進め方などに違いはありますが、経験を生かし微力ながらお役にたてればと思っています。よろしくお願いいたします。



## 退任あいさつ



平野 太市

平成 23 年 4 月にスタートした成年後見プロジェクトの実績を引継ぎ、平成 24 年 11 月に成年後見支援センター設立準備会が発足しました。

私は、みどり兵庫開設が認証されるまでの間、開設準備会の責任者、開設後は運営委員としてかわることとなりました。

甲山福祉センターを定年退職した平成 26 年度からは、事務局員として週に 3 日間、平成 27 年度から 3 年間は事務局長として従事してきました。

後任の事務局体制が整うまでは続けるつもりで来ましたが、この度その目途が立ちましたので本年 8 月末日をもってみどり兵庫事務局員を退任することとなりました。

事務局員としてかわり始めたころは、みどり兵庫の広報や会員の拡大、諸規程の整備などが中心業務でしたが、今日では 7 名の被後見人を受任し、認定 NPO 法人認定基準にも大きく近づくなどの実績が積み、更に、厚生労働省からの情報では、社会福祉法人や NPO 法人による成年後見受任を奨励する方針が示されてきており、今後ますますみどり兵庫の社会的な役割が高まっていくことが予想されます。

今回事務局員は退任しますが、今後は会員として、又後見従事登録者として自分にできることにかかわっていきたいと思っています。会員の皆様には長い間ご協力ありがとうございました。

### 寄付御礼

(H30.6.1~H30.8.31 日)

|        |          |
|--------|----------|
| 市川裕子 様 | 70,000 円 |
| 平野太市 様 | 15,000 円 |
| 大和利勝 様 | 5,000 円  |
| 湊 恭子 様 | 2,000 円  |

★後見申立人を必要とされる方がおられましたら、いつでもお気軽に「みどり兵庫」にご相談ください。

★後見従事者を募集しています。

お気軽にお電話ください  
0798-78-2537

### 会員加入のお願い

特定非営利活動法人 みどり兵庫は、皆さまのご支援のもと、会費、寄付金、事業収入で運営しています。年間の会費は以下の通りです。ご協力よろしくお願い申し上げます。

・特別会員 5,000 円 ・会員 3,000 円 ・賛助会員 2,000 円 ・団体会員 10,000 円

※旧正会員の方から特に申し出がない場合は新形態の「会員」として取り扱いさせていただきますのでご了承をお願いいたします。